

第5期障害福祉計画・

第1期障害児福祉計画の目標

1 国の基本指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働省の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・どの地域においても当該地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、次に掲げる点に配慮して、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・地域支援体制の構築
- ・保健、医療、保育、教育、就労支援、障害福祉等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備

- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等

の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者数 ・地域生活に移行者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の充実 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

※地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態や障害であっても住み慣れた地域で自らの暮らしを続けることを目的とし、市町村が主体となり、住まい、保健、医療、保育、教育、介護、予防、生活支援を一体的に提供するシステムです。

〔障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国的基本指針見直しの主なポイント〕

【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域生活支援拠点等の整備を一層進め、全国的に整備が進んでいない基幹相談支援センターの質、量ともに十分ではない現状を踏まえる。

【精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【就労定着に向けた支援】

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）の創設を踏まえ、職場定着率を成果目標として加える。

【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を盛り込む。

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を記載する。

【発達障害者支援の一層の充実】

改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を計画的に図る。

2 障害福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の基本指針では、平成28年度末の施設入所者数の2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の基本指針では、平成28年度時点の施設入所者数の9%以上となっています。

具体的には、施設入所から地域生活へ移行する人数が4人、新たに施設入所する人が2人で削減数が2人となります。

目標	実績値（28年度）	目標値（32年度）
施設入所者	36人	34人
施設入所者の削減数		2人
施設入所から地域生活へ移行する人数		4人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、平成32年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（長期入院患者の地域生活への移行者数）」が新たな目標とされ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

目標	目標値（32年度）	
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (圏域ごとの設置は、愛知県が設置予定)	市で単独設置	
地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（長期入院患者の地域生活への移行者数）	65歳以上	6人
	65歳未満	7人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国的基本指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」及び「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が備えられた「地域生活支援拠点等」を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

目標	目標値（32年度）
地域生活支援拠点等の整備	市で単独整備 (近隣市との圏域で共同設置も検討)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国的基本指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国的基本指針では、平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国的基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国的基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

目標	実績値 (28年度)	目標値 (31年度)	目標値 (32年度)
福祉施設から一般就労への移行者	8人	10人	12人
就労移行支援事業利用者数	17人	19人	22人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	—	25%	50%
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	—	40%	80%

3 障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、これに応じた提供体制を整備していきます。

(2) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の基本指針では、各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の基本指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の基本指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の基本指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、保育、教育、就労支援、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

目標	目標値（平成32年度）
児童発達支援センターの設置	市で1か所設置
保育所等訪問支援の充実	市内で構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域又は市内で確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域又は市で設置

※児童発達支援センターとは、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員の整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うほか、地域における療育支援の連携・ネットワークにおいて中核となる支援機関です。

（3）障害児の子ども・子育て支援等の利用量の見込と提供体制

障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『碧南市子ども・子育て支援事業計画』において、平成31年度末までの、障害児も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めているため、『碧南市子ども・子育て支援事業計画』との連携を図りながら進めています。

（4）早期療育の支援体制の検討

発達が気になる子どもの保護者及び支援者は、子どもの特徴がわからず対応に苦慮しているものの、実践で学ぶ場がないのが現状です。また、保育所等においても加配対象児童が増加傾向にあります。

保護者及び支援者が、子どもの特徴を早期に理解し、適切な関わり方を学ぶことで、将来の健全な生活につなげるための支援体制の構築をしていきます。

4 障害福祉サービスの見込量と方針

「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住サービス」及び「相談支援」があります。

(1) 訪問系サービス

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があります。

①居宅介護

サービス内容

日常生活を営むことが困難で支援が必要な障害者等にホームヘルパーを派遣し、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	79	86	83	88	90	92
時間	2,064	2,276	2,284	2,288	2,340	2,392
平均時間数	26	26	27	26	26	26

※人は、過去2年の増減平均利用者数（2人）+平成28年度で算定

※時間は、過去3年平均利用時間（26時間）×見込量人数で算定

②重度訪問介護

サービス内容

常時介護を要する重度の肢体不自由者等に対して、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に援助します。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	2	1	1	1	1	1
時間	850	405	334	388	388	388
平均時間数	425	405	334	388	388	388

※人は、過去3年平均利用者数（1人）で算定

※時間は、過去3年平均利用時間（388時間）×見込量人数で算定

③同行援護

サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	6	8	7	7	7	7
時間	42	43	42	42	42	42
平均時間数	7	5	6	6	6	6

※人は、過去3年平均利用者数（7人）で算定

※時間は、過去3年平均利用時間（6時間）×見込量人数で算定

④行動援護

サービス内容

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	2
時間	0	0	0	6	6	12
平均時間数	0	0	0	6	6	6

※人、時間は、過去3年間の利用実績はないが、提供体制確保のための目標値として設定

⑤重度障害者等包括支援

サービス内容

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	1
時間	0	0	0	388	388	388
平均時間数	0	0	0	388	388	388

※利用実績がなく、愛知県内に事業所が1か所のみとなっており、今後も見込量は不明なため、重度訪問介護並みで算定

現状と課題

サービスの利用者数は、全体的に横ばい傾向です。居宅介護については今後、利用者の増加が予想される中、利用者の多様な障害の特性に対応することが求められますが、同行援護や行動援護などに関する専門的な技術の習得を始め、それに応えるための提供体制の整備が課題となっています。

また、サービス提供中に支援員間での情報交換や従業員教育が可能な通所系サービスと異なり、訪問系サービスにおいては、サービス提供上の課題の把握や事業所ごとの課題解決に向けての従業員教育の機会が乏しく、特に規模が小さい事業所においては、研修の実施においても困難な状況となっています。

重度障害者等包括支援については、近隣に提供事業所がないことが課題となっています。

方針

対応が困難な発達障害や精神障害などへの対応方法、同行援護や行動援護などに要する専門的な技術などについての研修の検討、実施及び事業所間での情報共有などの技術支援が可能となる体制の整備を図ります。

また、障害福祉分野の多様な人材の確保及び就業者数の増加を図るために情報発信の方法や内容を検討します。

重度障害者等包括支援については、近隣での提供体制の確保を図るほか、利用を要する障害者等の代替支援策についても検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「療養介護」及び「短期入所」があります。

①生活介護

サービス内容

常時介護を要する障害者等に対して、入浴、排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	168	170	175	178	181	184
日	3,293	3,357	3,531	3,560	3,620	3,680
平均日数	19	19	20	20	20	20

※人は、過去3年増減平均利用者数（3人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年最大平均日数（20日）×見込量人数で算定

②自立訓練

サービス内容

病院を退院又は特別支援学校を卒業した障害者等が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

見込量

自立訓練（機能訓練）

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	1	0	0	1	1	1
日	2	0	0	20	20	20
平均日数	2	0	0	20	20	20

※人は、過去3年最大利用者数（1人）で算定

※日は、自立訓練（機能訓練）の過去3年平均利用日数（20日）×見込量人数で算定

自立訓練（生活訓練）

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	2	5	5	5	5	5
日	121	204	205	235	235	235
平均日数	60	40	41	47	47	47

※人は、過去3年最大利用者数（5人）で算定

※日は、自立訓練（生活訓練）の過去3年平均利用日数（47日）×見込量人数で算定

※自立訓練（生活訓練）には、宿泊型自立訓練も含まれ、利用者数は実人数、利用日数は延べ利用日数で算定

※宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言及びその他の必要な支援を行うサービスです。

③就労移行支援

サービス内容

一般就労等が可能と見込まれる障害者等に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	20	17	16	18	20	22
日	390	307	289	324	360	396
平均日数	19	18	18	18	18	18

※人は、平成29年度の実績に対し、国の基本指針を踏まえて算定（毎年2人増）

※日は、過去3年平均利用日数（18日）×見込量人数で算定

④就労継続支援

サービス内容

通常の事業所での雇用が困難な障害者等に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

見込量

就労継続支援（A型）

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	33	35	45	51	57	63
日	691	693	877	969	1,083	1,197
平均日数	20	19	19	19	19	19

※人は、過去2年平均増減利用者数（6人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均日数（19日）×見込量人数で算定

就労継続支援（B型）

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	61	75	79	88	97	106
日	1,005	1,243	1,362	1,408	1,552	1,696
平均日数	16	16	17	16	16	16

※人は、過去2年平均増減利用者数（9人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均日数（16日）×見込量人数で算定

⑤就労定着支援

サービス内容

平成30年4月に新設されるサービスです。就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者等に対し、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	—	—	—	1	3	5

※平成30年度からの新規サービスのため、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として平成30年度後半から半年に1名ずつ程度増として算定

⑥療養介護

サービス内容

医療を要する常時介護が必要な障害者等に対し、医療機関において、機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	8	10	10	10	10	10
日	252	287	297	297	297	297
平均日数	31	28	29	29	29	29

※人は、過去3年間の最大人数（10人）で算定

※日は、過去3年平均日数の増減平均利用者数（29人）×見込量で算定したものより平成29年度実績の方が多いため、平成29年度実績で算定

⑦短期入所

サービス内容

常時介護者が病気等の場合、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

見込量

短期入所（福祉型）

（単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数）

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	63	65	66	68	70	72
日	159	188	165	136	140	144
平均日数	2	2	2	2	2	2

※人は、過去2年間最大増減利用者（2人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均日数（2日）×見込量人数で算定

短期入所（医療型）

（単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数）

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	2
日	0	0	0	2	2	4
平均日数	0	0	0	2	2	2

※人、日は、今までの利用実績はないが、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

現状と課題

生活介護、就労継続支援A型及びB型の利用者数は、増加傾向です。

生活介護や就労継続支援B型及び短期入所の事業所については、近隣市を含めても十分な事業所数や空き定員がなく、新規の利用開始や緊急時の利用が困難な状況となっています。

自立訓練等の提供する事業所が近隣にほとんどないサービスについては、そのサービス利用が必要であっても、地域で生活していくには、他のサービスを利用せざるを得ないといった課題があります。就労移行支援及び就労継続支援A型についても事業所は市内に1事業所しかなく、提供できる支援の幅に限りがあります。

特に医療的ケアを要する障害者等に対する生活介護及び短期入所を提供できる体制が整っていないことが課題となっています。

方針

特別支援学校等の卒業予定者数や卒業後の進路希望の把握に努め、卒業後の利用サービスの確保を支援するとともに、地域で情報を共有し、新規事業所の開設や既設事業所の定員拡大の推進を図ります。

自立訓練は、事業開始に必要な条件等の確認把握及び事業の実施を検討する事業者との情報交換を行い、市内での支援体制の確保を進めます。また、就労移行支援、就労継続支援A型及び平成30年度から開始する就労定着支援については、障害者の法定雇用率の上昇も踏まえ、雇用者や雇用支援者を対象とした、障害理解に関する講演、研修などを行い、障害者の就労機会の創出や継続雇用の促進を図ります。

医療的ケアを要する重症心身障害児者が安心して地域で生活できるよう、事業所における医療行為などの専門性の確保を推進し、地域における受け入れ体制の確保を目指します。

(3) 居住系サービス

「自立生活援助」、「共同生活援助」及び「施設入所支援」があります。

①自立生活援助

サービス内容

平成30年4月に新設されるサービスです。施設入所支援や共同生活援助を受けていた又は医療機関に入院していた障害者等に対し、居宅における自立した生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	—	—	—	1	1	2

※平成30年度からの新規サービスのため、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

②共同生活援助

サービス内容

夜間や休日にグループホームにおいて、相談や日常生活上の援助又は入浴、排泄、食事の介護等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	30	33	37	40	43	46
日	826	902	1,024	1,080	1,161	1,242
平均日数	27	27	27	27	27	27

※人は、過去2年間平均増減利用者数（3人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均利用日数（27人）×見込量人数で算定

③施設入所支援

サービス内容

在宅での生活が困難な障害者等に対し、障害者支援施設において、夜間や休日に、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談助言、及びその他の必要な日常生活上の支援を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	36	36	36	36	35	34
日	1,077	1,091	1,072	1,044	1,015	986
平均日数	29	30	29	29	29	29

※人は、平成29年度までの実績に対し、国の基本指針を踏まえて算定（現状横ばいなため、平成30年度は平成29年度と同数とし、その後1人ずつ減算）

※日は、過去3年平均日数の増減平均人数（29人）×見込量人数で算定

現状と課題

サービスの利用者数は、全体的に横ばい傾向です。

単独生活が困難と思われる障害者に対するグループホーム等の生活上の支援のある居住環境は、保護者の高齢化等の要因により需要が高まっていますが、事業所の不足等提供体制の整備が進んでいないことが課題としてあげられます。その要因として、夜間の支援を区切られた空間で長時間行う等、勤務条件が厳しいことに加え、求められる資質も高くなるため、人材確保が難しいことがあります。

方針

圏域での関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の整備や地域移行支援の推進を図るなかで、居住系サービスの提供体制の整備を図ります。

支援のある居所のニーズを把握し、地域で共有するなど、共同生活援助の受け入れ体制の確保のための課題を共有します。

障害に対する理解や関わり方などの研修について、事業所単独では行えない場合は基幹相談支援センターや市で行い、事業所の負担を減らしつつ、支援員の質を確保するための必要な施策を検討します。

平成30年度から新設される自立生活援助については、事業開始に必要な条件等の確認把握及び事業開始を検討している事業者と情報交換を行う等支援体制の確保を進めます。

既存の事業についても新規事業者が開所できるよう需要等の情報共有をするなど受入れ体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があります。

①計画相談支援

サービス内容

障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行いサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	31	43	48	56	64	72

※人は、過去2年間平均増減利用者数（8人）+平成29年度で算定

②地域移行支援

サービス内容

障害者支援施設等に入所している又は医療機関に入院している障害者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	2

※人は、今までの利用実績はないが、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

③地域定着支援

サービス内容

障害者支援施設等を退所、医療機関を退院又は家族等の同居から一人暮らしに移行した障害者等であって、地域生活が不安定な障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	2

※人は、今までの利用実績はないが、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

現状と課題

障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者が年々増加していますが、相談支援専門員の人数が確保できていません。加えて、地域での包括的な支援が必要とされ、各機関において提供されるサービスの調整も相談支援事業所に求められており、相談支援専門員の質及び人数を確保し、需要に応える相談支援の提供体制の整備が求められています。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となり得る長期入院者の定期的な状況の把握が病院外の関係機関においては困難であること、医療機関においては、地域における福祉施策の体制状況の把握が困難であることなどからサービスの提供実績がないのが課題となっています。

方針

障害福祉分野の就業者増加を図るために、世間で認知されている介護保険におけるケアマネージャーと比較すると、認知度が低い相談支援専門員について、幅広く情報提供などをています。また、地域における包括的な支援を行うために関係機関間の連携及び支援を強化することで、相談支援専門員の負担軽減を図ります。

医療機関と相談支援事業所との連携を図り、地域移行支援及び地域定着支援の対象者の把握や地域移行後に継続的な相談支援の実施と医療機関との情報共有をすることで、長期入院者の地域移行の推進を図ります。

5 障害児通所支援事業の見込量と方針

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型発達支援」、「障害児相談支援」、「医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置」及び「子ども・子育て支援事業」があります。

(1) 児童発達支援

サービス内容

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

見込量

児童発達支援

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	19	31	35	43	51	59
日	94	162	224	215	255	295
平均日数	4	5	6	5	5	5

※人は、過去2年間平均増減利用者数（8人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均日数（5人）×見込量人数で算定

医療型児童発達支援

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	0	0	1	1	1
日	0	0	0	1	1	1
平均日数	0	0	0	1	1	1

※人、日は、今までの利用実績はないが、国の基本指針を踏まえ、提供体制の確保として設定

(2) 放課後等デイサービス

サービス内容

就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	72	89	115	136	157	178
日	508	719	1,027	1,088	1,256	1,424
平均日数	7	8	8	8	8	8

※人は、過去2年間の平均増減利用者数（21人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年平均利用日数（8人）×見込量人数で算定

(3) 保育所等訪問支援

サービス内容

保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	19	33	44	52	57	60
日	21	34	44	52	57	60
平均日数	1	1	1	1	1	1

※人、日は、碧南市において平成27年度から提供開始されたサービスであるため、利用者は増加するものの増加量は抑えられていくとして算定

(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容

平成30年4月に新設されるサービスです。障害児通所支援を利用するため外出することが困難な障害児に対し、発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	—	—	—	1	1	2
日	—	—	—	5	5	10

※人、日は、平成30年度からの新規サービスのため、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

(5) 障害児相談支援

サービス内容

障害児通所支援事業等を利用するすべての障害児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	12	13	12	15	17	19

※人は、過去3年間最大利用者数（13人）に2人加算で算定

(6) 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

サービス内容

平成30年4月に新設されるサービスです。医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する養成されたコーディネーターを配置します。

見込量

(単位：配置数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	—	—	—	1	1	1

※平成30年度からの新規サービスのため、国の基本指針を踏まえ、提供体制確保のための目標値として設定

(7) 子ども・子育て支援事業

サービス内容

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。

見込量

(単位：1年あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所 人	69	86	89	94	94	94
幼稚園 人	38	37	49	63	63	63
放課後児童健全 育成事業 人 (放課後児童クラブ)	38	64	73	83	83	83
にじの学園 人	23	26	21	24	24	24
合計	168	213	232	264	264	264

※にじの学園以外は、加配対象の利用者数

※見込量については、平成30年度は過去3年間の実績を勘案し、平成31年度及び平成32年度は平成30年度を上限とし、積算

※にじの学園の見込量については、過去2年間の最大増加利用者数（3人）+平成29年度で積算

現状と課題

障害児通所支援の利用は、年々増加しています。各サービス提供事業所の増加に伴い、各事業所にて行われる支援内容が多様化し、各サービスの調整を図る相談支援専門員の需要が高まり、計画相談支援と同様に支援体制の整備が課題となっています。

放課後等デイサービスについては、利用の増加に伴い、児童の育成について事業所に頼りきりとなってしまうケースもあります。

また、医療的ケアを必要とする障害児に対するサービスは乏しく、医療的ケア児の受け入れを主とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が市内ではなく、圏域においても限られていることが課題となっています。

方針

各事業所が提供するサービス内容を把握し、事業内容の適正さを確認するとともに各障害児の支援に適したサービス利用に適切かつ、円滑につなげられるよう各事業所や障害児相談支援事業所と情報連携します。

保護者が子どもの特徴を早期に理解し、適切な関わり方を学ぶことで、放課後等デイサービスなどの事業所に頼りきりになることなく、将来の健全な生活につなげるため、巡回支援専門員の整備事業の中で行われている相談体制を推進していきます。また、にじの学園を含め、支援体制の構築を進めます。

平成30年度に新設される居宅訪問型児童発達支援について、関係機関等との連携を図り、提供体制の確保に努めます。

様々な障害児が地域で適切な療育支援を受けるため、医療的ケア児を受け入れて療育支援を提供する事業運営にあたっての課題を把握し、専門技術の研修機会の提供など、提供体制構築に要する支援を実施するとともに、圏域内の既設事業所でのサービスの円滑利用の推進を図ります。

平成30年度に新設される医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置については、関係機関の協議の場において適切なコーディネーターの配置方策を検討するとともに、配置されるコーディネーターによる適切な支援が行われるよう体制の整備に努めます。

6 地域生活支援事業の見込量と方針

「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「訪問入浴サービス」、「生活訓練等事業」、「日中一時支援事業」、「巡回支援専門員整備事業」、「レクリエーション等活動等支援事業」、「芸術文化活動振興事業」、「声の広報発行事業」、「奉仕員養成研修事業」及び「複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業」があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障害者等が地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発事業を実施します。具体的には、障害福祉サービス事業所の通所者が日頃の成果発表及び地域交流できる場を創出する事業所に対して補助を行います。

見込量

(単位：か所)

区分 か所	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	—	—	—	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(2) 自発的活動支援事業

サービス内容

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族による地域での自発的な活動を支援します。具体的には精神障害者の居場所提供事業の実施及び障害者等の保護者による、ピアサポート事業を実施します。

見込量

(単位：か所)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	2	2	2	2	2	2

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(3) 相談支援事業

サービス内容

障害者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、適切かつ円滑に実施されるよう、専門的知識を有する職員の配置をするなどの強化事業を実施します。また、地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備についての協議の場として地域自立支援協議会を設置しています。

見込量

(単位：か所数、実施有無)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業 か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センタ 一等機能強化事業 か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援セン ター か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会 か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 実施有無	—	—	—	無	無	無

※平成29年度実績で算定（継続実施）

※住宅入居等支援事業（居住サポート事業）…賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援するもので、障害者相談支援事業等で個別に対応しているため、単独実施としては無とする。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立手続の実施及び必要な登記手数料等の経費並びに後見人等の報酬の助成を行います。

見込量

(単位：1年あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	0	2	2	3	4	5

※平成29年度利用者数実績に、成年後見支援センターでの啓発効果を踏まえ、増加するものとして算定

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害者の権利擁護を図っていきます。具体的には、碧南市成年後見支援センターの運営を支援します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	0	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(6) コミュニケーション支援事業

サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図るために支障がある人を支援します。具体的には、毎週金曜日 14 時から 17 時まで福祉課窓口に手話通訳者を設置し、市役所本庁舎内での手話通訳をするとともに聴覚障害者で手話通訳又は要約筆記が必要な場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳設置事業人	7	8	5	8	8	8
手話通訳者派遣事業人	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業人	0	0	0	1	1	1

※利用者数は、過去3年間の最大数値又は実績がない場合は1で算定

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付に係る費用の一部を支給します。

見込量

(単位：1年あたりの件数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①介護・訓練支援用具	2	3	5	5	5	5
②自立生活支援用具	8	5	2	5	5	5
③在宅療養等支援用具	9	13	12	11	11	11
④情報・意思疎通支援用具	2	3	7	7	7	7
⑤排泄管理支援用具	2,080	1,870	1,872	1,941	1,941	1,941
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2	2	2	2

※①④⑥…過去3年間の最大値で算定

※②③⑤…過去3年間の平均値で算定

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

手話で日常会話をを行うために必要な手話表現技術を習得できる研修を実施し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(9) 移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

見込量

(単位：か所数、1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	12	13	13	13	13	13
人	99	109	75	94	94	94
時間	809	811	718	755	755	755

※か所は、過去3年間の最大値（13か所）で算定

※人は、過去3年間の平均利用者数（94人）で算定

※時間は、過去3年間の平均（755時間）で算定

(10) 地域活動支援センター事業

サービス内容

障害者等の創作的活動や生産活動の機会の確保、社会との交流の促進等を支援します。具体的には、あおみJセンター（碧南高浜地域活動支援センター）を運営する法人に対し、補助を行います。

見込量

(単位：か所数、1年あたりの利用者数、1年あたりの実施日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1
人	23	27	27	27	27	27
日	191	193	193	193	193	193

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(11) 訪問入浴サービス事業

サービス内容

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供します。

見込量

(単位：か所数、1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	3	2	2	2	2	2
人	9	9	7	9	9	9
日	51	57	31	54	54	54

※か所は、平成29年度の実数（2か所）で算定

※人は、過去3年間の最大値利用者数（9人）で算定

※日は、過去3年間の平均（54時間）で算定

(12) 生活訓練等事業

サービス内容

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を実施するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による講習や個別訪問を行う機能訓練教室を開催します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(13) 日中一時支援事業

サービス内容

障害者支援施設などで障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

見込量

(単位：か所数、1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	12	14	14	14	14	14
人	123	118	128	130	132	134
日	253	235	241	260	264	268

※か所は、平成29年度の実数（14か所）で算定

※人は、過去3年間平均増減利用者数（2人）+平成29年度で算定

※日は、過去3年間の平均日数（2日）×見込量人数で算定

(14) 巡回支援専門員整備事業

サービス内容

保育所や子育て支援センター等に巡回支援等を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を進め、発達障害児等の福祉の向上を図ります。具体的には、専門員による施設等の巡回支援、支援者向けの講習会、保護者向けの講習会や発達相談を実施します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(15) レクリエーション等活動等支援事業

サービス内容

障害者スポーツの普及、レクリエーションを通じて障害者等の社会参加の促進を図るため、各種教室を開催します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(16) 芸術文化活動振興事業

サービス内容

障害者等の芸術文化活動を振興し、社会参加の促進を図るため、各種教室を開催します。

見込量

(単位：か所数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
か所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(17) 声の広報発行事業

サービス内容

文字による情報入手が困難な障害者に対し、広報へきなんをテープに録音し、配布します。

見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	12	11	11	11	11	11

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(18) 奉仕員養成研修事業

サービス内容

点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成するための講座を開催します。

見込量

(単位：か所数)

区分 か所	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	1	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

(19) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業

サービス内容

碧南市単独での事業実施が困難な手話通訳者養成講座を、平成28年度から碧南市と高浜市で共同実施により開催しています。

見込量

(単位：か所数)

区分 か所	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	—	1	1	1	1	1

※平成29年度実績で算定（継続実施）

現状と課題

各種教室等の開催を行っている間接補助事業などについては、継続的な実施となっており、現状のサービスについては、各連絡会議や運営委員会などでの全体審議の場においてしか、内容の見直しを図る機会が設けられておらず、新たな団体における事業展開についても予定がありません。

成年後見制度利用支援事業や日常生活用具の一部の品目、手話通訳者派遣事業などについては、利用を必要とする障害者等の特定が難しいものの、手帳の障害種別や年齢別の所持者数を踏まえると、利用実績は低調であると言える状況であり、制度自体の周知不足から利用に至っていないことも想定されます。

児童の育成に関しては、家庭での支援や保育所等の支援者からの支援について、障害児通所支援事業等の利用のみでは補いきれない課題があります。

方針

継続的な実施となっている事業については、関係機関や実際の利用者を始め広くアンケートを実施するなど事業運営についての需要を把握し、利用者の増加や、事業内容の適正化などを推進していきます。また、実施対象事業が限定的である事業については、他の法人などでも事業実施の検討が可能となるよう、情報発信に努めます。

成年後見制度利用支援事業の利用に至っていない障害者等が適切に制度を利用できるよう、市広報やインターネットを活用した広報活動や、碧南市成年後見支援センターなどの関係機関との連携、サービス事業所や障害福祉関係団体への制度説明など、情報収集できる機会を増やす方策を検討していきます。

児童の育成に関しては、巡回支援等を実施し、支援者の専門的な技術を向上させるとともに支援者向け講習会のプログラム化を実施する等支援者全体の技術の底上げを目指していきます。また、保護者向けの講習会の回数を増やすことや相談の充実も図っていきます。

7 その他の事業の見込量と方針

障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業以外にも、様々な障害福祉施策を実施しています。代表的なものとして、「自立支援医療給付事業」、「補装具費給付事業」があります。

(1) 自立支援医療給付事業

サービス内容

身体障害者手帳の原因となった疾病又は外傷の治療等、生まれつきの障害の治療等、精神的な病気の通院治療等に対して、それぞれ更生医療、育成医療、精神通院医療として医療費助成を実施します。

見込量

(単位：件数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
更生医療 件	191	189	174	184	184	184
育成医療 件	24	15	12	17	17	17
精神通院医療 件	1,022	805	1,037	954	954	954

※平成27年度～平成29年度の平均で算定

(2) 補装具費給付事業

サービス内容

障害者等の身体機能を補うように製作された補装具の交付等に係る費用の一部を給付します。

見込量

(単位：件数)

区分	実績量			見込量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
交付及び修理 件	96	89	89	91	91	91

※平成27年度～平成29年度の平均で算定

現状と課題

平成28年度のサービス利用件数は、自立支援医療給付事業1,009件、補装具費給付事業89件でした。自立支援医療給付事業は減少傾向で、補装具費給付事業は横ばい傾向です。

方針

自立支援医療給付事業及び補装具費給付事業を始めとした各障害福祉施策について、各事業の対象となり得る障害者等が適切に利用できるよう関係機関との連携を図り、事業の継続実施、事業内容の見直し及び新事業の創設等社会情勢の変化及び障害者等のニーズに対応するための事業展開に努めます。